

中小零細企業者の税制について

安井修二
泉保繁美

はじめに

本稿は、安井と泉保の共同論文であるが、基本的には、泉保の修士論文を基に作成されたものである。泉保は、平成10年度の社会人特別選抜により香川大学経済学研究科に入学した。もともと、中小零細企業者への課税のあり方について疑問をもっていたので、それを大学教官の指導の下で更に考察してみたいというのが入学の目的であった。そして、たまたま受講した安井の講義のなかで、中小零細企業者についての新しい位置づけを聞き、その理論をベースにして、修士論文を作成するということになっていった。

本稿は、Ⅰの理論編とⅡの調査編に分かれている。Ⅰの理論編の「単純商品経済者の資本の定式」等については安井が執筆したが、それ以外の理論編の大部分とⅡの調査編は、すべて泉保が執筆した。但し、共同論文である以上、この論文の内容については、共同の責任をもつものであることはいうまでもない。

本稿は、泉保の修士論文の前半部分をまとめたものである。作成にあたっては、本学法学部の佐々木潤子先生にコメントをいただいた。租税法の立場からの意見をどこまで本文に組み込めたかについては自信はないが、多くの貴重な意見は参考にさせていただいた。記して感謝したい。もちろん、ありうべき誤りはわれわれ執筆者の方にあることはいうまでもない。また、修士論文の後半部分では、中小零細企業における消費税転嫁の問題を取り扱っている。その最後の箇所では、中小零細企業者の連結会計処理ソフト作成の議論も含まれてい

て、その一部は特許申請しているものもある。そして、その点については、本学の井原理代先生並びに神戸商科大学の高須教夫先生には貴重なアドバイスをいただいた。これもここに記して感謝しておきたい。そして、機会があれば、とりわけ消費税転嫁の問題については続編として掲載したいと考えている。

I 中小零細企業者への課税に関する理論

1. 中小零細企業者の位置づけ

中小零細企業者については、いくつかの点を確認しておく必要があるが、紙数の制限もあるから、ここでは、後の展開に必要な点に限定して叙述しておくこととする。

(1) 中小零細企業者の定義

日本経済の中で、中小零細企業者は特定の分野だけでなく、あらゆる産業分野に存在し、大きな比重を占めている。具体的な中小零細企業の検討に入る前に、中小零細企業者とは何かを定義しておかなければならない。中小零細企業者の範囲については、中小企業基本法第2条第5項（小規模企業者⁽¹⁾）の規定によるのが一般的であろう。ただ、ここではその基本法の範囲の中小零細企業者を次の3種類に区別している上林貞治郎氏の定義⁽²⁾に拠りたい。氏によると、中小零細企業者と総称されている人々は中小企業者 {注(2)の1, 2, 3}, 自営

(1) 中小企業基本法第2条第5項（小規模企業者）

小規模企業者とは、「おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。」

(2) 上林貞治郎「第1編 中小零細企業の理論的問題」上林貞治郎編『中小零細企業論』，森山書店，1980年，34ページ。

中小零細企業の区分は以下の通りである。

1. 中企業＝中資本主義企業・中資本——比較的多くの労働者（例えば100人～300人）を雇う企業・企業者。
2. 小企業＝小資本主義企業・小資本家——比較的少数の労働者（例えば50人～30人）を雇う企業・企業者。
3. 小資本家であるが、自分も生産または売買上の「活動」を行うもの（例えば10人～20人の規模）。
4. 僅かの労働者（例えば2人～3人）を雇うが、自分も生産または売買上の「労働」

業者〔注(2)の4, 5〕, 賃金労働者〔注(2)の6, 7〕の3種類を含んでいると述べられている。即ち, 中小企業者は「資本家としての側面」と同時に, 「独占資本・大企業に支配され収奪される『中小』企業者としての側面」をもつものである。自営業者は「自分・家族で営業しているもの」で, 「ごく少数(1, 2人)の雇用労働者を雇っていても, 自分・家族も同じように労働している場合は」「このグループに入る」。そして, 「自営業者であっても, 家内工業者, 家内労働者, 下請業者であるもの」(事実上の賃金労働者)の3種類に大別され⁽³⁾るとしている。そこで, 本稿では中小零細企業者のうち, 僅かの労働者を雇う場合もあるが, 主として自分と家族の労働によって営業している自営業者(=単純商品経済者)を中心として考察する。単純商品経済者は, 通常僅かの労働者を雇う場合もあるが, 理論的な分析にあたっては, より純化して考えた方がよい。そこで, 以下では, 単純商品経済者では雇用労働はないものと仮定することとする。

(2) 単純商品経済者における資本の定式

上述のように, 単純商品経済者は, 主として自分と自分の家族の労働によって営業しているものである。しかし, 営業活動を行うためには自らの資本(貨幣)を生産手段(土地, 機械, 建物等)に投下しなければならない。その意味では, 生産手段も所有しており, 階級構成からいえば通常は旧中間階級と呼ばれる存在である。投下される資本は, 生産手段に投下されるだけで, (先に述べた仮定により, 雇用部分はないものと考えたとすれば)労働力購入に投下さ

をしている小生産者・小商人——小営業者——基本的には資本主義的でない「単純商品経済者」。

5. 自分の労働または家族労働だけで生産または売上の「労働」をしている小生産者・小商人——典型的な小営業者＝単純商品経済者。
6. 家内工業者・下請工業者——自家労働だけのもの——問屋・商人または親工場の支配の下にある小生産者——その従属性は, 種々である(金融上, 原料上, 販売上, などで従属)。
7. 家内労働者——加工賃を貰う「自宅で働く賃金労働者」——下請しているものも含まれる。

(3) 上林貞治郎, 同上書, 35~36 ページ。

れることはない。かくして、単純商品経済者における資本の運動を定式化すれば、通常の資本の定式と同じように規定される。

$$G - W - - - P - - - W' - G'$$

但し、生産過程では生きた労働が投下され、それは付加価値を構成し、その結果、 $G' = G + \Delta G$ となる。右辺の G に相当する部分は、生産的消費を通して、生産手段に含まれていた価値が新しい生産物に価値移転したものである。これに対して、 ΔG は付加価値部分であり、単純商品経済者が自由に処分できる価値部分である。そこから、当然自分と自分の家族を養うために必要な物を購入しなければならない。 ΔG からそうした生活に必要な部分を控除した場合、それでもそこに何某かの価値＝余剰（これは搾取ではない）が残ることはありうることである。

否、むしろ、単純商品経済者といえども、その行動の目的は、その余剰部分を蓄積に振り向け、更により大きな余剰の獲得を目的として行動するということになる。市場経済が競争的システムとして機能する以上、そうした圧力がいわば強制法則として（それに従わなければ没落せざるをえないものとして）作用する。そのことは、資本主義社会で資本家にかかるであろう強制法則と何一つ変わるものではないのである。

(3) 中小零細企業者の所得水準

かかる運動を担うものとして、単純商品経済者の所得はいかなる水準にあるのだろうか。ここでは、範囲をもう少し広げて、中小零細企業者の所得は、賃金労働者の賃金と比較してどのような水準にあるのかを考えてみよう。表1（『税務統計から見た申告所得税の実態』）の所得階級別納税者数によると営業所得者数2,130千人のうち7,000千円以下の所得者が94.46%となっている。7,000千円という所得金額は、『税務統計から見た民間給与の実態』（1997年分）における事業所規模「1～9人」の平均給与3,551千円、夫婦で3,551千円×2人＝7,102千円と同水準の所得ということになる。この『税務統計から見た申告所得税の実態』と『税務統計から見た民間給与の実態』はともに国税

表1 所得階級別納税者数

区 分	事 業 所 得 者					合 計
	営 業	構成比率	構成比累計	農 業	その他事業	
	人	%	%	人	人	
70万円以下	73,377	3.44	3.44	3,213	20,919	97,509
100 〳	111,928	5.25	8.70	5,841	32,499	150,268
150 〳	233,133	10.94	19.64	18,143	59,479	310,755
200 〳	265,612	12.47	32.10	21,904	71,060	358,576
250 〳	274,485	12.88	44.98	24,010	77,861	376,356
300 〳	251,090	11.78	56.77	23,583	71,221	345,894
400 〳	376,934	17.69	74.46	39,196	97,258	513,388
500 〳	227,600	10.68	85.14	25,450	48,346	301,396
600 〳	128,074	6.01	91.15	14,682	23,439	166,195
700 〳	70,439	3.31	94.46	8,006	12,796	91,241
800 〳	39,593	1.86	96.31	4,390	8,239	52,222
1,000 〳	39,038	1.83	98.15	3,876	11,057	53,971
1,200 〳	16,274	0.76	98.91	1,206	7,991	25,471
1,500 〳	10,920	0.51	99.42	627	10,954	22,501
2,000 〳	6,805	0.32	99.74	266	15,986	23,057
3,000 〳	3,331	0.16	99.90	105	15,598	19,034
5,000 〳	1,488	0.07	99.97	33	12,320	13,841
5,000万円超	670	0.03	100.00	10	6,958	7,638
計	2,130,791	100.00		194,541	603,981	2,929,313

資料：申告所得税の実態1998年3月 国税庁企画課編

庁長官官房企画課の編集によるものである。このことから、多くの中小零細企業者の混合所得（＝営業所得）は、他に働きに行った場合の賃金7,102千円を労働力の価値と仮定した場合において、その価値にも満たない場合が多いといえることができる。この営業所得の申告所得税の捕捉の問題があるにしても、このことは税制を考える場合の問題としてとらえなければならないのではなかろうか。

また、この所得階級別納税者数の構成比率から営業所得の申告者が所得金額がいくらになれば事業所得の申告者から法人成りによって法人税の申告者になるかがわかってくる。表1は、あくまでも個人事業者の所得であり、法人成りをした場合には当然この表からは外れることとなる。700万円を超える層にな

ると、更に1,000万円を超える層になると、構成比率は激減してくる。このあたりが一つの境目となることは明らかである。

2. 中小零細企業者の事業所得

中小零細企業者の所得の大きさについては把握できたから、次に、所得（事業所得）の経済的本質を考えてみることにしたい。中小零細企業者の事業所得はいわゆる混合所得と⁽⁴⁾言われている。どうして混合所得を得ているかという⁽⁵⁾「一方では資本を投下しているから、その点では『資本家』という面があり」、同時に普通の企業に雇用されているサラリーマン以上に長時間にわたって働いているという側面、つまり「労働力を提供している労働者という側面」⁽⁶⁾がある。また、大抵の場合その営業活動の場である土地及び家屋を所有し地主という面をもっている。こうして、資本と自分の労働とが結びついて事業所得が生まれてくるということになり、そこから、事業所得というのは、経済的に分解すると、自分が自己の為に労働して生み出す所得である部分の賃金、それと資本を投下している利潤、土地に係る地代、の3つに分解できるということになる。これが通常理解である。

中小零細企業者といっても幅が広い。そこには、その事業所得を労賃、利潤、地代に明確に分解できる層も含まれているが、本稿で主として対象とするような単純商品経済者に限定すれば、事業所得とは、本来一つのものをあえて分解すれば三つに分解できるという意味である。実際、法人に成ることによって、そういう分割を法制上実現するわけであるが、どのように分割しようが、本来的には一つのもの（生きた労働の結晶）であるということが消えるわけではない。したがってまた、労賃と利潤といえは本来的に敵対的な内容を含むことになるが、分割した労賃と利潤の間にそうした敵対的な関係が含まれているわけでは決してないのである。

(4) 谷山治雄『税金』白石書店、1985年、32ページ。

(5) 同上書、32ページ。

(6) 同上書、32ページ。

ところで、南・小野氏は、日本経済には同一部門内に近代部門（部門1）と非近代部門（部門2）があるとして、それぞれの部門の分配率の計算をしている。⁽⁷⁾ここで問題とするのは、氏が計算している分配率の問題ではなく、部門2の所得の計算の仕方である。われわれの議論にとっても、重要な論点を提供してくれるので、ここでそれを紹介しておこう。

まず、部門2の所得（ Y_2 ）は、賃金所得（ W_2' ）と個人業主所得（ A_2' ）の合計からなる。

$$Y_2 = W_2' + A_2' \quad (1)$$

このうち個人業主所得は、先の表現でいえば単純商品経済者の混合所得ということになるが、これは比較的簡単に計算できる。しかし、 A_2' のままでは、分配率は計算できない。そこで、氏は「 A_2' は3つの所得に分割される。第1は A_2 （利潤—筆者の注—）、第2は業主の帰属賃金、第3は家族従業者の帰属賃金である」⁽⁸⁾とする。いま業主と家族従業員の帰属賃金を合計して W_0 とすると、

$$A_2' = W_0 + A_2$$

これを(1)式に代入すると、

$$Y_2 = W_2' + W_0 + A_2 \quad (2)$$

$W_2' + W_0 = W_2$ とすると、(2)式は、

$$Y_2 = W_2 + A_2$$

こうすると、部門2の分配率は、 W_2/Y_2 として計算できることになる。そして、「問題はいかにして Y_2 を A_2 と W_2 とに分割するかである（ $W_2 = W_2' + W_0$ であるから、正確には、いかにして A_2' を A_2 と W_0 に分割するかである、と表現した方がよい—筆者の注—）。これには2つの方法がある。第1は W_2 をはじめに推計して残差として A_2 を求めるもので、これを『労働接近』と呼ぼう。第2は A_2 をはじめに推計し残差として W_2 を求める方法で、『資本接近』

(7) 南亮進・小野旭「[調査] 要素所得と分配率の推計—民間非1次産業—」『経済研究』第29巻第2号、1978年4月。

(8) 同上論文、144ページ。

と呼ぶ⁽⁹⁾。ここで確認しておきたいのは、所得として出てくるのは、あくまでも個人業主所得 (A_2') であり、それを利潤 (A_2) と賃金 (W_0) に分割しているということである。そして、そのやり方には「労働接近」と「資本接近」という方法があるということであり、どちらを取るにせよ、賃金とか利潤とかは残差として計算されるにすぎないということである。「労働接近」でいえば、 W_0 を推計してから、 $A_2 = A_2' - W_0$ として、利潤は残差として計算しているということになる。

このことを経済原論として考えれば次のようになる。価値形成過程からみれば (『資本論』第1巻レベルの議論)、単純商品経済者の自己労働は、生きた労働であって、それは生産手段に含まれていた価値を新しい生産物に移転させると同時に、新たな付加価値を形成する。これがいわば根源的な規定である。そして、それが単純商品経済者の競争過程では (『資本論』第3巻レベルの議論)、個人業主所得 (混合所得) という現象形態を取る。と同時に、競争形態では、単純商品経済者も賃金とか利潤とか地代とかを意識する。といっても、産業資本相互の競争形態とは異なり、賃金は、所得全体から、投下資本の大きさから計算した平均的な利潤や平均的な地代を差し引いた、その残差として計算されるにすぎないし、あるいは、利潤や地代は、所得全体から、計算した平均的な賃金を差し引いた、その残差として計算されたものにすぎない。そして、単純商品経済者の競争では、大企業から収奪されるという側面が存在するから、賃金といい、利潤といっても、一般的・平均的な水準が実現するという保証はない、と。

そこから、二つの問題が発生する。一つは、個人業主所得を賃金と利潤という形態に分解するとしても、そこに、資本主義的な搾取関係を想定できるかどうかである。谷山治雄氏は、事業所得というのは「経済的に分解すると、1つは搾取されている所得である部分の賃金、それと資本を投下して搾取している、いわゆる利潤、の2つに分解できます⁽¹⁰⁾」と述べている。しかし、混合所得

(9) 同上論文, 144 ページ。

(10) 谷山治雄, 前掲書, 32 ページ。

表2 税額差額表

単位：円

1998.8

	A法人成り 給与(帰属労賃) 地代 利潤			B 税額	C 混合所得	D 税額	E差額 D-B	E/D %	A/C %	消費税 の負担
a	21,600,000 2,144,000	4,331,372 1,249,200	6,842,647 1,915,760	5,308,960	32,774,019	9,025,000	3,716,040	41.2	65.9	地代課税
b	16,800,000 1,493,400	2,246,271 449,200	2,814,056 787,900	2,730,500	21,860,327	4,780,800	2,050,300	42.9	76.9	完全転嫁
c	13,200,000 712,000		4,687,762 1,312,500	2,024,500	17,887,762	3,147,900	1,123,400	35.7	73.8	利潤課税
d	7,800,000 401,800		-506,221 0	401,800	7,293,779	696,400	294,600	42.3	106.9	賃金課税
e	8,000,000 457,000		-304,248	457,000	7,695,752	971,000	514,000	52.9	104.0	—
f	5,400,000 120,600		606,157 169,600	290,200	6,006,157	450,400	160,200	35.6	89.9	賃金課税
g	1,823,265 0				1,823,265	22,000	22,000	0.0	100.0	—
合計	74,623,265 5,328,800			11,212,960	95,341,061	19,093,500	7,880,540	41.8	86.2	

※税額差額表のB税額は法人成りし現在実際に支払っている税額である。

※※Dの税額は賃金+利潤+地代=Cの混合所得を事業用として算定した税額である。

※※※表2～表4の詳細は、本稿Ⅱを参照されたい。

には搾取されている所得である部分の賃金と搾取している利潤とがあるのでは
らうか。もっと正確にいうならば、単純商品経済者は自らの意思で自ら労働す
る。この自らに特徴があるのであって雇用労働とは違うわけである。根源的に
いえば、生きた労働そのものであることが想起されるべきである。雇用労働で
は資本家による賃金労働者の搾取が成立するであろうが、(雇用労働が存在し
ないと理論的に想定した)単純商品経済者の企業内において搾取関係は存在し
ない。それ故、事業所得の「賃金部分は搾取されている部分ですから、税金は
かけてはならないか、さもなければ安くする⁽¹¹⁾」という谷山氏の論述は考え直す
必要があるのではないか。

もう一つの問題は、そこに搾取関係を想定しないとすると、敵対的な関係は
存在しないということになる。したがって、賃金といい、利潤といっても、そ

(11) 同上書、33ページ。

表3 税額差額表

調査対象業種 飲食業

単位：円

1999.5

	A法人成り 給与(帰属労賃)			地代	利潤	B 税額	C 混合所得	D 税額	E 差額(D-B)	F E/D	G A/C	消費税 の負担
a	18,995,000	4,800,000	6,058,286				29,853,286			%	%	
	1,195,400	890,100	1,696,200			3,781,700		7,699,200	3,917,500	50.9	63.6	完全転嫁
c	18,600,000	2,285,715	1,887,708				22,773,423					
	925,600	126,000	528,360			1,579,960		4,037,127	2,457,167	60.9	81.7	完全転嫁
b	12,000,000	0	9,265,359				21,265,359					
	481,000	0	2,714,300			3,195,300		4,628,100	1,432,800	31.0	56.4	完全転嫁
l	21,900,000	960,005	△2,010,125				20,849,880					
	996,100	65,900	0			1,062,000		4,491,600	3,429,600	76.4	105.0	地代課税 自家労賃課税
f	13,440,000	1,440,000	511,847				15,391,847					
	602,100	115,600	143,080			860,780		2,936,700	2,075,920	70.7	87.3	地代課税
e	8,520,000	1,725,392	3,262,632				13,508,024					
	124,200	153,000	913,536			1,190,736		1,792,800	602,064	33.6	63.1	自家労賃課税
p	6,000,000	2,400,000	2,838,608				11,238,608					
	32,300	212,700	794,810			1,039,810		1,522,200	482,390	31.7	53.4	完全転嫁
d	12,240,000	540,000	△1,755,930				11,024,070					
	792,000	109,400	0			901,400		1,422,200	520,800	36.6	111.0	地代課税
m	7,800,000	1,682,867	△323,936				9,158,931					
	137,400	142,900	0			280,300		942,500	662,200	70.3	85.2	自家労賃課税
o	8,400,000	0	499,032				8,899,032					
	177,400	0	139,720			317,120		777,600	460,480	59.2	94.4	完全転嫁
q	6,900,000	1,800,000	△37,548				8,662,452					
	98,000	153,000	0			251,000		890,600	639,600	71.8	79.7	自家労賃課税
n	8,160,000	0	428,253				8,588,253					
	146,400	0	119,800			266,200		700,400	434,200	62.0	95.0	利潤課税 自家労賃課税
g	11,160,000	1,800,000	△4,966,759				7,993,241					
	412,800	306,000	0			718,800		883,600	164,800	18.7	139.6	完全転嫁
t	5,760,000	1,800,000	△260,480				7,299,520					
	102,900	146,800	0			249,700		806,600	556,900	69.0	78.9	自家労賃課税
j	6,600,000	3,816,301	△4,037,489				6,378,812					
	93,500	324,300	0			417,800		506,500	88,700	17.5	103.5	地代課税 自家労賃課税
r	6,022,395	0	0				6,022,395					
	326,300	0	0			326,300		633,800	307,500	48.5	100.0	利潤課税 自家労賃課税
i	6,600,000	0	△2,552,663				4,047,337					
	161,800	0	0			161,800		168,500	6,700	4.0	163.1	自家労賃課税
合計	179,097,395						212,954,470					
	6,805,200					16,600,706		34,840,027	18,239,321	47.8	91.8	

表4 税額差額表

課税対象業種 小売業

単位：円

1999.5

	A 法人成り 給与(帰属労賃)	地代	利潤	B 税額	C 混合所得	D 税額	E 差額(D-B)	F E/D	G A/C	消費税 の負担
e	10,790,000 202,600	0 0	△591,403 0	202,600	10,198,597	865,000	662,400	% 76.6	% 105.8	完全転嫁
f	4,800,000 170,200	0 0	0 0	170,200	4,800,000	370,500	200,300	54.1	100.0	利潤課税 自家労賃課税
j	4,560,000 114,720		0 0	114,720	4,560,000	344,000	229,280	66.7	100.0	利潤課税

課税対象業種 サービス業

	A 法人成り 給与(自家労賃)	地代	利潤	B 税額	C 混合所得	D 税額	E 差額(D-B)	F E/D	G A/C	消費税 の負担
a	7,800,000 354,800	0 0	349,269 97,700	451,700	8,149,269	909,950	458,250	50.4	95.7	完全転嫁

これはあくまでも残差として計算されたものでしかない。したがって、まずは分解する前の（個人業主所得＝混合所得の）大きさがどのようなものであったかを考える必要がある。実際問題としては、後述の調査した結果を示す表2，表3，表4において分かる通り，多くの小企業者，零細企業者の場合には機械や設備などの生産手段を所有し，現象的には混合所得（賃金，利潤，地代）を得ているようにみえても，現実の所得は，労働力の価値にも満たないという場合が多い。つまり，谷山氏も主張するように，「激しい収奪によって」（大企業から中小零細企業が収奪されることによって）「資本投下によって生ずべき剰余価値はおろか，自分や自分といっしょに働いている家族の労働力の価値，つまり賃金部分すら保障されない⁽¹²⁾」ということになるのだろう。だから，賃金部分

(12) 同上書，33 ページ。谷山氏は，このように単純商品経済者は賃金部分すら保障されていないことを確認している。にもかかわらず，先にみたように，利潤と賃金といった規定を持ち出し，そこに搾取する部分と搾取される部分という考えを含ませている。われわれが，そのように分割する以前の生きた労働(N)の結晶という観点を強調し，また，『資本論』第3巻レベルの競争ではじめて単純商品経済者もそうした範疇を意識すると主張したのも（南・小野氏の論文を引用し，彼らもまた「残差」という考えを提示していることをみたのも），谷山氏のような（搾取等の）考えの痕跡を消しておきたいからである。

(=帰属労賃)は搾取されている部分だから税金はかけてはならないというのではなく、租税の配分はそれぞれの担税力に応じて配分すべきだと考える(スミスの応能原則)⁽¹³⁾べきではないのか。したがって、課税のあり方は、大企業に支配され収奪される中小零細企業者の所得の実態が賃金労働者の賃金部分すら保障されていないというところを踏まえ、その下で、いったいどこまで担税力があるのかと考えるべきであろう。

たとえば、ごく少数の労働者(2~3人)を雇うが、主に自分とその家族の労働によって生産または売買している小生産者、小商人(単純商品経済者)を想定してみよう。仮にKさんとして、Kさんは自分の事業用土地・建物そして設備を持ち、その時価は1億円とする。そしてKさん夫婦と子どもは毎日10時間以上働いて、その事業所得は8,000千円だとする。もしKさんが土地・建物を他人に貸すとすれば $100,000 \text{千円} \times 0.03 = 3,000 \text{千円}$ の地代家賃を手にすることができる。またKさん夫婦と子供が他の企業でそれだけ働けば、 $3,551 \text{千円} \times 3 \text{人} = 10,653 \text{千円}$ ⁽¹⁵⁾にはなる。そうすると、Kさん家族は、地代家賃3,000千円+賃金10,653千円=13,653千円の収入を得るはずとなる。それが事業所得として8,000千円しかないとすれば、Kさんが資本投下による利益はもちろん賃金部分ですら手に入れることはできないということになる。要するに、資本も自分の体もすり減らして稼いでいるわけである⁽¹⁶⁾。

まとめてみよう。自営業者の混合所得は、租税法上は、資産・勤労所得から成り立っていて、「所得税法上の給与所得及び退職所得が勤労所得の典型的なものであるが、商業、工業、農業又は漁業等に係る事業所得のうち、労働の対

(13) 山崎怜「アダム・スミス」、大川政三・小林威『財政学を築いた人々』ぎょうせい、1983年、122ページ。

(14) 使用の対価としての相当の地代(法人税法基本通達13-1-2)(1989年直法2-2)土地の更地価額 \times 年6%=地代 この6%を高松市周辺における通常成立している地代率年3%とした。

(15) 先にみたように、「税務統計から見た民間給与の実態」(1997年分)の1~9人の平均給与3,551千円を参考にした。

(16) ここの例は、谷山前掲書の33~34ページの例をいまの現実にあわせてほぼそのまま修正したものである。

価としての部分についても勤労所得に含められる⁽¹⁷⁾」。また、経済学的にみれば、賃金、利潤、地代から成り立ち、法人成りによって、その分割に沿った対応もなされることになる。しかし、ここでみてきたように、その圧倒的大部分は、「実は賃金部分から成り立っており、税法からいえば給与所得になる」。ただ、この帰属労賃という概念は所得税法にはない。したがって、混合所得の圧倒的大部分を成す帰属労賃部分は、「給与所得として給与所得控除等が適用されるべきであるのに、現行の所得税法ではそうになっていない⁽¹⁸⁾」ということになる。ここには明らかに不当な課税がなされていると考えるべきではないか。

3. 帰属労賃に関する諸問題

以上のように、中小零細企業者（単純商品経済者）の事業所得の本質を把握したとして、この本質規定から現行税制をみると、いかなる問題点が浮かび上がってくるのだろうか。ここでは、帰属労賃と法人成りの問題に焦点をあてて考えてみることにしよう。そのなかから、現行税制に対するわれわれの改善案も自ずから浮かび上がってくることだろう。

(1) 定義

帰属労賃とは、経済学的な表現である。谷山氏は、自家労賃という表現を用いているが、ここでは、帰属労賃という表現を使うこととしよう。南・小野氏は、先にみたように、混合所得を賃金、利潤と分割するときは、「労働接近」と「資本接近」があるとし、「労働接近」を採用するとしている。その一つの理由を「労働市場は資本市場よりも競争的であると考えられることによる。そのため業主と家族従業者の労働所得を、『機会費用』(opportunity cost)で評価することができる」と考える。われわれは彼らの労働所得を彼らの属する部門2の雇用者の賃金で評価するが、このことは、業主と家族従業者はそれぞれ業主と家族従業者として働くか、この部門の雇用者として働くかについては無差別で

(17) 『税務・会計用語辞典』財経詳報社、1978年、121ページ。

(18) 谷山治雄、前掲書、34ページ。

あると考えることを意味する⁽¹⁹⁾。そして、部門2の賃金は、民間企業全体の平均賃金に国税庁の『民間給与実態調査』から得られる賃金格差を乗じて求めている。

本稿で使用している帰属労賃も、南・小野氏の計算とほぼ同じ手法で計算されている。それ故、労賃とみなす場合は、業主と家族従業員がこの部門の雇用者として働いた場合を比較の対象としている。その意味では、機会費用という概念を前提にして比較していることになる。ただ、だからといって、単純商品経済者がどのような形態で働くかについて、無差別に選んでいるとは考えていない。自らの意志で労働することに、そのこと自体に強い意志をもっていると考えている。だからこそ、労賃にも満たない状態でも、活動を維持しているのであり、そうした単純商品経済者の行動が究極的に日本経済を支えているものであると考えている。

(2) 帰属労賃の法制上の問題

「所得税法では、自分や家族に給料を払っても必要経費として控除することは認めないというのが原則的規定で」ある。ところで、この自分や家族の労働の対価である帰属労賃というものは「たいていの場合、生活費そのものと同じものとして現象」する。そこから、「税法は家事関連費は必要経費として認めないという規定をタテにとって」、帰属労賃の「経費控除を認めないということ」になっている。「もっとも、この家事関連費を収入を得るための必要経費としては認めないという税法の規定は」、「利子所得を得ている者にとって、あるいは土地を売って生活している者にとって、家事関連費が収入を得るための経費でないことは当然だから」、利子所得とか譲渡所得とかに対しては正しい⁽²⁰⁾。

しかし、帰属労賃は、労働力を維持していくために必要となる経費にはほかならないし、生活費（家事関連費）は、そうした必要経費としての労働力の再生産費である。そこから、自営業者たちの行動として、一つは、生活費（家事関

(19) 南・小野前掲論文、145 ページ。

(20) 谷山治雄、前掲書、35 ページ。

連費)を費用のなかに忍び込ませてしまうやり方(捕捉率の問題として取りあげられる問題)が生まれ、もう一つは、後に述べるように、法人成りによって賃金を必要経費として計上するやり方が登場してくることになる。そして、この二つを同時に利用することによって、サラリーマンとは違って、事実上二重控除になっているのではないかという批判が生まれてくることにもなる。

これらの相反する立場に対するわれわれの意見は次のようになる。繰り返し主張するように、税法上は自営業者等に対しては捕捉率の問題があると批判されており、その意味では、生活費(家事関連費)が経費として算入されるということは決してあってはならないことである。しかし、そのことと帰属労賃を必要経費と認めるかどうかは別問題である。事業収入からその生産にかかったコストを正しく控除した後に発生する事業所得には、(次に述べる法人成りという形態を取らない場合も)給与所得と同様の課税がなされるべきではないか。それが帰属労賃を必要経費として認める一つのやり方ではないか。しかし、所得税法はそのようになっていない。では、どうしたらよいのか。それに対するわれわれの結論を提起する前に、こうした問題に対する対応として選択される法人成りについてみておこう。

4. 法人成り

(1) 矛盾の一つの解決法としての法人成り

この帰属労賃の問題を税法上表現させる方法は、現行税制のもとでは法人に成ることである。法人に成ることによって、自分や自分の家族の帰属労賃部分は役員報酬や従業員給与として損金に算入することができる。これが法人成りの効果である。だから「なぜ中小零細企業が有限会社や株式会社などの法人になるか」というと、税金だけの理由ではもちろんないわけですが、税制上の理由は、事業主および家族の自家労賃が所得税法上、認められない、しかも、それが全部、事業所得という経済的には無概念なものに包括され」てしまうからである。つまり、自分の労働の対価も、家族の労働の対価も、事業による利潤部分も、そうして事業用の土地・建物に係る地代部分も包括され、混合所得(=

事業所得)として、累進課税の適用を受ける。これが法人成りを「促進する税制上の大きな理由です」⁽²¹⁾。

このことを租税原則の見地からいうとどうであろうか。租税の中立性の原則から言うと「どんな課税も、課税される経済活動を必然的に抑制する」⁽²²⁾けれども理想的な税制は「経済に関する私的な決定については、できるだけ干渉を避けようとするものである」⁽²³⁾。課税は、「経済活動については中立的であるのが望ましい」⁽²⁴⁾と言う。また、谷山氏はこの課税の中立性を次のように述べている。「中立的であるということは、AならAという企業があるとする、その企業が個人であろうと、組合であろうと、株式会社であろうと、同じ経済活動をやっているならば、税金は同じでなければならない」⁽²⁵⁾という。そうして、「法形態が変わると税金が変わる」⁽²⁶⁾、これは「租税の中立性に反するというに」⁽²⁷⁾なるという。マスグレイブも望ましい税構造の条件で次のように述べている。「効率的な市場における経済的決定に対してできるだけ干渉を小さくするような税が選ばれるべきである」⁽²⁸⁾と。

もちろん事業形態を個人にするか、法人にするかは事業主の自由であるが、税法上の理由によって、それがなされるということは不合理ではなかろうか。このことは、混合所得に対しての所得税と法人成りした場合の法人税や所得税の課税を実態に則して比較すれば明確になる。

(21) 谷山治雄，前掲書，40～41 ページ。

(22) アメリカ財務省，塩崎潤訳『公平・簡素・および経済成長のための税制改革についての報告』第1巻，今日社，1985年，12 ページ。

(23) 同上書，12 ページ。

(24) 谷山治雄，前掲書，41 ページ。

(25) 同上書，41 ページ。

(26) 同上書，41 ページ。

(27) 谷山治雄『税制改革』新日本出版社，1998年，158 ページ。租税の中立という場合，本章においてはこの谷山治雄氏の定義による。

(28) マスグレイブ木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳，『財政学』Ⅱ，有斐閣，1983年，286 ページ。

(2) 法人成りによる所得の性質の分割

法人成りによる所得の分割は、租税の中立性という観点からすれば問題はあるが、それでも、単純商品経済者が重税感から解放されるための一つの対策であることに変わりはない。この所得分類について宮島洋氏は、『高齢化時代の社会経済学』の分類所得税から総合所得税で次のように述べている。「日本の⁽²⁹⁾所得税制は、総合所得税とは反対の極にある分類所得税の姿にむしろ近い」。分類所得税の母国イギリスが、近年総合課税化への改革を精力的に進めているのに、「日本は伝統的な時代遅れの分類所得税に依然として固執しているのである」⁽³⁰⁾。時代遅れというのは、「労働者は賃金を、資本家は利子・配当を、地主は地代を、というように職業と所得とが比較的単純に対応していた経済発展途上の社会に分類所得税の妥当性があった」⁽³¹⁾。ところが、現代では「このような単純な所得分配図式は実際には成立しない」⁽³²⁾からであると述べている。

確かに現代では、労働者が給与以外に不動産所得や利子配当所得を同時に得ている。故に「垂直的公平と経済的中立性の調和には、課税所得の包括化・総合化と累進税率のフラット化で対応するのが、機能的所得分配が著しく複雑化した今日における唯一の所得税改革戦略である」⁽³³⁾とする。

宮島氏は、現代日本の所得税が古い分類所得税の体質を色濃く残しているというが、その議論は現行税制一般についてならある程度妥当性をもつといえるかもしれないが、夫婦二人で働いて700万円にも満たない層が圧倒的な大部分である単純商品経済者の立場についていうなら、そういう層の苦渋を十全に踏まえたものとはいえないであろう。そこでは、法人成りによる所得分割は一定の意味をもっているのである。ただ、そのことによって根本的な問題が解決されたということでは決してない。

われわれのいままでの議論を要約すると次のようになる。まず第1に、混合

(29) 宮島洋『高齢化時代の社会経済学』岩波書店、1998年、254ページ。

(30) 同上書、254ページ。

(31) 同上書、254ページ。

(32) 同上書、254ページ。

(33) 同上書、254ページ。

所得は、(残差という形であれ)賃金、利潤、地代に分割されうるが、法人成りはその所得の分割を法制上実現したものと考えられる。しかし、第2に、その混合所得の大部分は、少なくとも単純商品経済者に限定する限り、実は、労賃(帰属労賃)から成っている。それ故、第3に、現行の所得税制からこの帰属労賃に対する課税を雇用者の給与所得に対する課税と同じにするのが公平ではないのか。もちろん、サラリーマンが家族とドライブに行ったとしても、そのガソリン代金を会社の経費として落とせないと同様に、単純商品経済者も、それに類似したさまざまな生活費を経費として落とすというようなことがあってはならないことは繰り返すまでもない。かくして、第2と第3の点を踏まえるなら、法人成りによって賃金、利潤、地代に分割すること自体が、実は、問題の根本的な解決にはなっていないということになる。

ここで、われわれは、シャープ税制勧告を想起すべきである。給与所得控除⁽³⁴⁾について、シャープの税制勧告では次のように勧告している。日本の当時の所得税法は、勤労所得金額約15万円までについて25%の勤労控除を認めてい

(34) 福田幸弘監修『シャープの税制勧告』霞出版社、1985年、94～97ページ。

(35) この勤労控除の根拠として次の理由があげられている。福田、同上書、94～95ページ

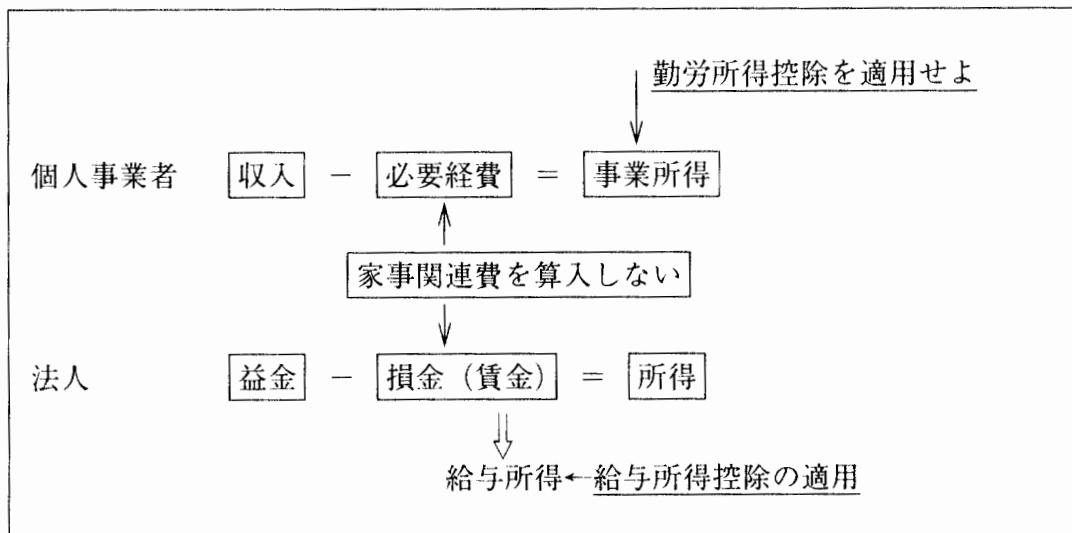
- 「1. 勤労控除は、個人の勤労年数の消耗に対する一種の減価償却をあらわす。
2. 勤労控除は、勤労による努力及び余暇の犠牲に対する報酬である。
3. 勤労にともなう経費は多くの場合普通の生活費とほとんど区別がつかないから税務行政上特別控除が認められない。勤労控除は、この普通の生活費以上にかかる経費に対する概算的な控除となる。
4. 給与・賃金はその他の所得にくらべて相対的により正確な税法の適用を受けるので、勤労控除はそれを相殺する作用をもっている。」

4は、「税法を立案する際の基礎として考えることは妥当ではない。Bがその税金の一部を回避することが予想されるところで、Aの税負担をBの名目税額よりも意図的に軽くすることが一旦認められれば、Bは、Aと同じ立場を維持するためには脱税することが当然であるとの理由で、この脱税を正当なものとみるようになるであろう。税務職員もまたこれを黙認しがちになり、脱税が増加し、やがては税制の全体が崩壊することにもなるであろう。このような不公平を是正するには、税率を恣意的に調整するという方法よりも、税務行政を改善する方法が採用されなければならない。」

1及び2は、「所得の大部分が財産の所有に帰因するのではなく個人の努力によって得られるという点では、農業所得及び事業所得にあてはまることである。」3が、「どの程度まで事業所得及び農業所得にあてはまるかは、他の所得や控除がいかに取り扱われるかによるところが大きい」が、「給与所得者と同様に勤労控除を要求する理由はある。」

た。その場合、勤労所得とは、雇用に対するすべての報酬をいうが、農業、自由業または事業から生ずる所得は、これに含まれていなかった。⁽³⁵⁾ シャープ税制勧告はこの点で異なった見解をもっていた。即ち、勤労所得控除は、税法上の給与所得者だけでなく、農業、自由職業または事業者にも認めるべきであると勧告したのである。いうまでもなく、シャープ税制勧告は、1949年9月にGHQが発表したものである。そして、このシャープ税制勧告は「わが国税制史上果たした歴史的意義はもちろんのこと、今日なお、勧告に示された使節団の税制哲学は、清新な光彩を放っていると言えよう」。⁽³⁶⁾ 一方、シャープ税制の基本的な特徴は、「大衆課税と資本蓄積のための税制」という見解もあるが、シャープ博士は合理主義的な思想をもっていたと考えられる。⁽³⁷⁾ しかし、この勧告は活かされず、1953年には「勤労所得控除」は「給与所得控除」に改正され、今日に至っている。われわれは、法人成りが現状では重税感から解放される一つの手段であると考えるが、根本的にはシャープ税制勧告にまで戻ることも必要ではないかと考えるものである。

単純商品経済者への課税



(3) 役員報酬の扱い

しかしながら、現状で一挙にシャープ税制勧告まで戻ることができないとす

(36) 福田幸弘，前掲書，1ページ。

(37) 谷山治雄，前掲書，17ページ。

れば、法人成りは、現行税制の下では、混合所得の圧倒的大部分が帰属労賃であるという場合の矛盾を解決する唯一の方法であると言わざるを得ない。しかし、法人成りによって一つの所得源泉として役員報酬が登場してくる。最後に、これに関わる問題点に言及しておこう。

帰属労賃が、事業主とその家族の労働の対価を意味するのに対し、役員報酬は、法人成りによる経営者としての報酬を意味する。会計学では、帰属労賃は、科目としては賃金として仕訳され、収益に対応する原価を構成する費用として認識される。これに対して、役員報酬は、一般管理費として期間費用として認識される。そして、報酬の額は、株主総会の決議で定められる。

更に法人税法上は、いずれも、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額と規定されている。しかし、役員報酬の場合は、別段の定めがあり、法第34条：過大な役員報酬等の損金不算入、法第35条：役員賞与等の損金不算入、法第36条：過大な役員退職給与の損金不算入、等の規定がある。

以上の会計学や税法上の規定を踏まえて、役員報酬がどのような問題点を持っているかを考えてみよう。役員報酬は過大でない限り、損金として算入される（法第34条）。過大かどうかについては税務当局の恣意的な判断が入りうるが、その点はいま問わないとしよう。⁽³⁸⁾役員報酬が適正額であるとしても、そ

(38) 法人税法における役員報酬については、「不相当高額」である部分は損金不算入としている。そこで、報酬の適正額をめぐってトラブルが生ずる。不相当高額の判断基準として、法人税法施行令第69条には、形式基準と実質基準とを置かれ、いずれの基準によっても不相当高額である部分が生ずれば、そのいずれか多い金額を損金不算入とされている。

この判定基準は一般に合理性を持っていると考えられ、裁判例においても、判定基準③類似業種批准を中心に検討されることが多い。この類似法人の役員報酬支給実績は「納税者サイドで収集することはほとんど不可能であり、課税庁側でのみ知り得る基準で適正額を判断する」（山本守之『役員報酬・賞与・退職金』税務経理協会、123ページ）こととなる。なお、昭和57年4月26日の日本経済新聞は、「過大な役員報酬賞与扱い 2,000万円を超せば課税 国税庁法人税逃れを許さず」というタイトルで高額役員報酬否認について国税庁が積極的な姿勢にあることを報道した。

同族会社において、役員報酬の額が恣意的に定められ、公開会社に比べて税負担の公平さを欠くことになるのは望ましいことではない。しかし、だからといって限定的な資料に基づく画一的な基準によって算出された額をもって適正額とする税務執行には問題があるのではないか。

の金額は、企業収益の動向によって事後的に決められるものではなく、あくまでも事前に決められる。したがって、実際の企業活動が当初予想していたよりよい場合と悪い場合が考えられる。まず、よい場合を考えてみよう。たとえば半年経過して、企業収益が良好であることが見込まれるとして、役員報酬を超える金額を役員賞与として与えたとしよう。その場合は、法第35条により、損金として算入されないから、税法上は法人税の対象となる金額に含まれることとなる。つまり、役員賞与として法人税の対象となり、その後役員個人の所得税の対象となるということになる。では、悪い場合はどうか。たとえば役員報酬を800万円として事前に決めたとすれば、まず、源泉徴収所得税が800万円に対して課税される。ところが、毎月の業績の変動があつて400万円しか支払えないとする。そうすると、残りの400万円は未払いとなる。ところが未払い部分にも課税がなされることになりかねない⁽³⁹⁾。もちろん、この状態が恒常化していけば、役員報酬を減額していくことになるが、最近のように不況が長期化してくると、減額への対応も遅れがちになるため、源泉徴収所得への課税という問題は、単純商品経済者としての法人に大きくのしかかることになる。

もちろん、こうした役員報酬や役員賞与の規定がすべて不当であるというものではない。上場企業のような恒常的に利益を確保できる大企業の場合は特別に問題はない。しかし、ここで問題とするような単純商品経済者の場合には、元の混合所得の圧倒的大部分が帰属労賃であったことを想起すべきである。もう一度確認すれば、事業主とその家族の労働の対価である帰属労賃は、誰に管理されることなく自ら働く労働の対価である。したがって、原価を構成するのであつて、役員報酬のように別段の定め⁽⁴⁰⁾の制約をうけることなく、全て収益に対応する費用として（現行税法上に当てはめれば、給与として）課税されるべ

(39) 役員報酬に対する源泉徴収は、その株主総会の決議によって確定した日現在の法律によって行われる。そして、ここで述べたような給与／未払金と仕訳された未支払金は、未支払金／債務免除金として、その免除を受けた事業年度の益金の額に算入されることとなってしまふ。言ってみれば、役員から法人に贈与されたような形になることにもなる。但し、実務は、給与に対する源泉徴収のみで、免除金に対する課税まではしていないのが実情である。

きものである。そして、それにはシャープ税制勧告のように勤労所得控除が適用されるべきものである、と。

Ⅱ 中小零細企業に関する調査

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

中小零細企業者の混合所得に係る所得税、法人税、消費税との関係を明らかにする。そのためにまず、所得税と法人税についてはその混合所得が賃金、利潤、地代から成るものとして、その3分割による各所得を算定し、それぞれの所得に係る税額の実態を計数によって把握する。

次に消費税については①消費税の転嫁の状況を調べる。②その転嫁状況と混合所得(賃金、利潤、地代)との関係を分析する。なお、財務内容まで立ち入って消費税の転嫁状況を解明した研究がいままでほとんどないと思われる。

これに基づいて混合所得に対する課税の問題点を明らかにする。そして混合所得に対する望ましい税制を考える検討資料とすることを目的とする。

(2) 調査の範囲及び対象

①調査時期

第1回調査1998年8月、第2回調査1999年5月。

②調査対象業種

第1回調査では美容業、第2回調査では①美容業②飲食業③小売業とした。この業種の選定は通商産業省産業政策局による新消費税関連価格情報ネットワーク調査の資料により、転嫁状況の特徴のよく出ている業種とした。すなわち直接消費者と対面し、小零細企業者の割合の多い業種を選定した。

③調査対象企業

企業経理が整理され、本調査の主旨をよく理解し、且つ十分なる協力を得られる中小零細企業とした。

④調査・集計対象業種

泉保が扱っている企業や同業者の協力を得て対象とすることができた企業数は、第1回調査では235企業者、第2回調査では1,511企業者である。そこには、さまざまな業種が含まれているが、その企業者のうち、第1回調査では美容業の7企業者、第2回調査では①美容業②飲食業③小売業の63企業者を対象とし、回収企業数は第1回調査7社（回収率100%）、第2回調査49社（回収率77.7%）の56企業者であった。

調査対象企業より回収した調査内容を検討して、イ．回収内容が不備なもの、ロ．経営計数が異常なもの、ハ．業種が異なっているもの、を除外し、集計対象企業とした。

⑤集計対象企業数

	表2（第1回）	表3, 表4（第2回）	計
美容業	7	1	
飲食業	—	17	
小売業	—	3	
計	7	21	28

2. 第1次実態調査（1998年8月）

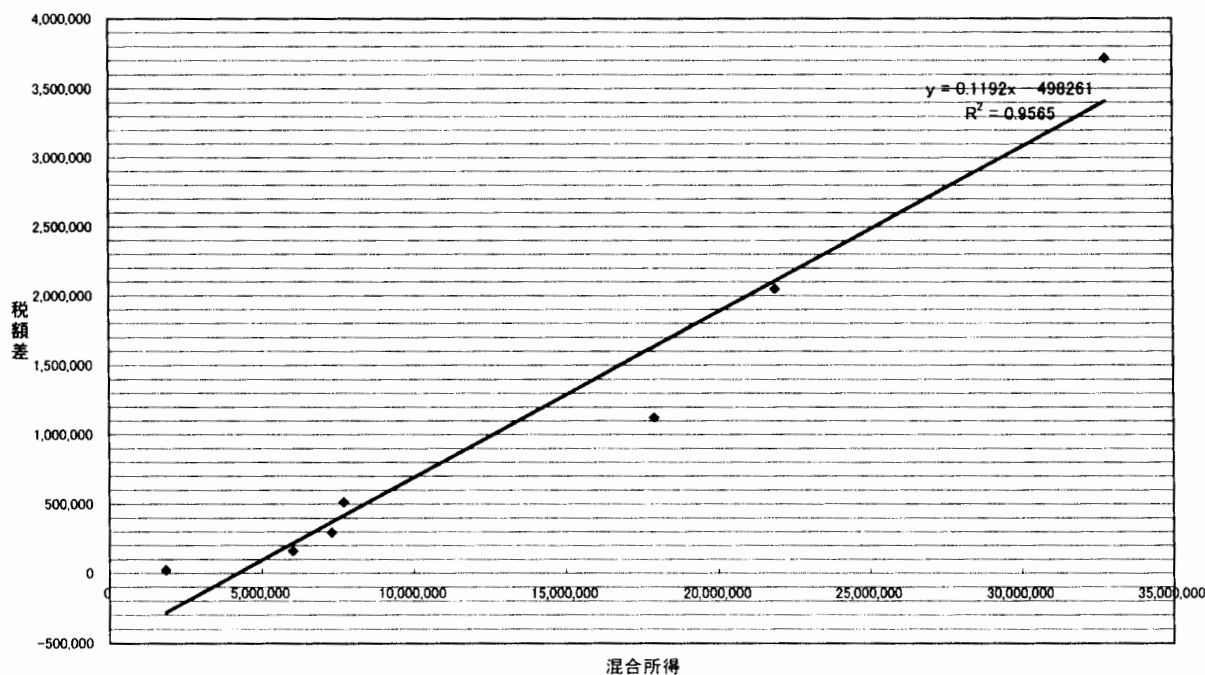
—美容業の混合所得の帰属労賃、地代、利潤への分割—

所得税における事業所得と法人税における税法上の差異は次の通りである。

- ①所得税と法人税との間における実効税率の差異
- ②法人の役員報酬に係る給与所得控除額が事業所得に無いとする差異
- ③法人の欠損金と役員報酬が通算されないのに対して、事業所得は欠損金の通算が自動的に行われることになっている差異

これらの差異が税額にどのような差額を生むのであろうか。実態調査の結果を表2に集計し、①混合所得に対する所得税と法人成りによる税額差、②混合所得に占める帰属労賃の割合、及び③消費税が不完全転嫁の場合の負担の状況を示した（③は別稿の課題であるが、表では入れておいた）。

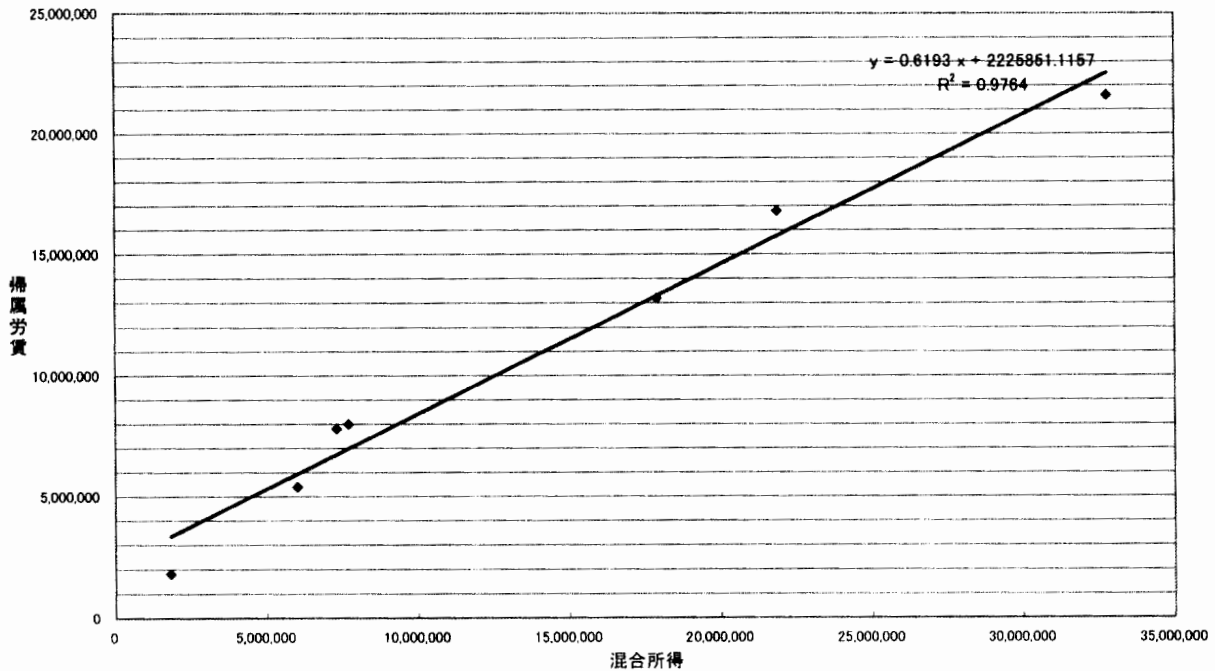
図1 混合所得と税額差



具体的な説明は、調査対象が多い第2次実態調査のなかから、平均的なものを選んで行うこととして、この第1次実態調査では、(表2はすでに掲載したので) 図1と図2を中心として説明しておこう。

まず、表2の混合所得(C)と税額差(E)の関係を図1に示した。その関係は、 $y = 0.1192x - 498,261$ と回帰直線で表される。決定係数(R^2)が0.9565となり、この回帰式の妥当性は高いものとなる。回帰直線で決定係数が高いということは、所得水準が高いから税額差が大きくなるとか、逆に所得水準が高いから税額差が小さくなるかということはないということであり、ほぼ混合所得の水準に比例しているということである。ここには、所得税や法人税の税率のあり方が影響しているのであろう。そして、この7企業を取り出しただけでも、所得水準の上下にはかなりの乖離があり、中小企業者から単純商品経済者まで含んでいることになるが、回帰直線で示される限りでは、少なくともこの範囲の所得層を1つのグループとして論ずることができるといえなくもない。また、個人事業者の混合所得に対する所得税(D)と法人成りによる所得税と法人税の合計(B)の税額差は35.6%~52.9%軽減されることとなっている。平均41.8%の軽減となる傾向をもつ。その軽減効果は、非常に大きい

図2 混合所得と帰属労賃



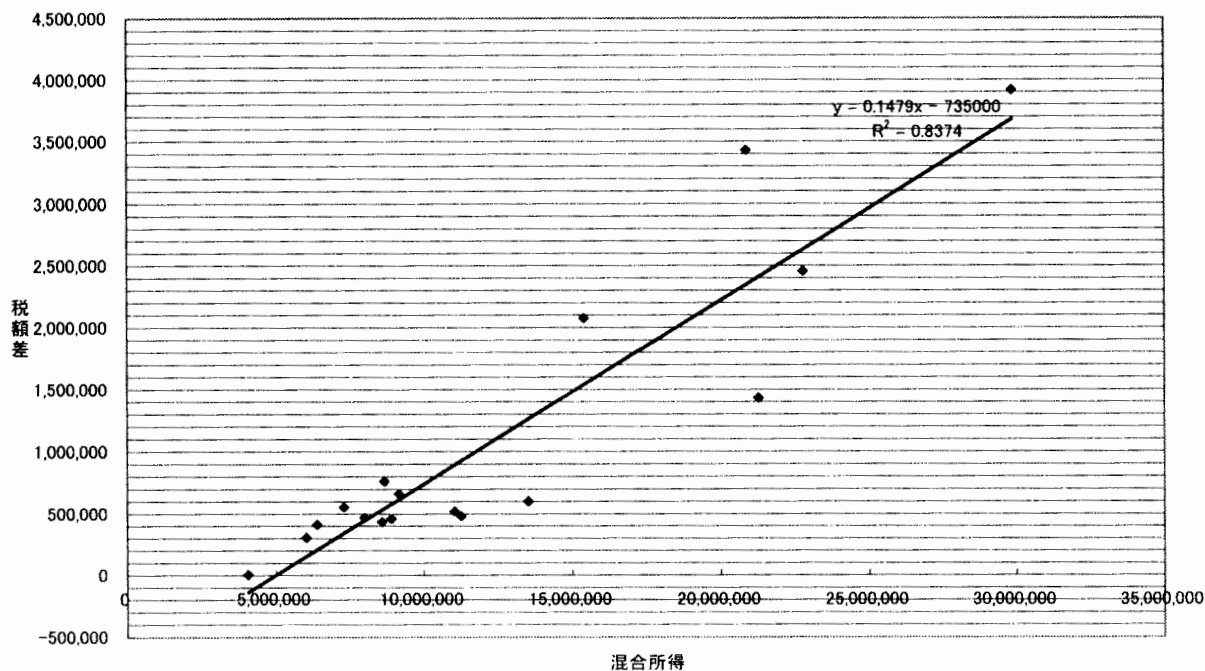
ものであることが示されている。

次に、図2の混合所得に占める帰属労賃の関係は、 $y = 0.6193x + 2,225,851$ と回帰直線で表され、 $R^2 = 0.9764$ と表記される。決定係数 (R^2) が0.9764となり、この回帰式の妥当性も高いものとなっている。そして混合所得に占める帰属労賃の割合が86.2%となっていて、かなり高い。更に、赤字法人の場合は決して不相当に高い帰属労賃ではないのに混合所得はその労賃にも満たないこととなっている。

かくして、小零細企業者で年間所得金額の多くが通常的生活費に充てられる状態の者は一般的には法人成りが有利であること、そうして混合所得の大部分が労賃部分からなっていることを調査は表している。

なお、この表2に別稿で述べる消費税の負担について示せば、消費税が不完全転嫁となると、a企業は地代課税、c企業は利潤課税、d企業、f企業は賃金課税となっている。この点に関しては別稿で詳しく分析することとしたい。

図3 混合所得と税額差



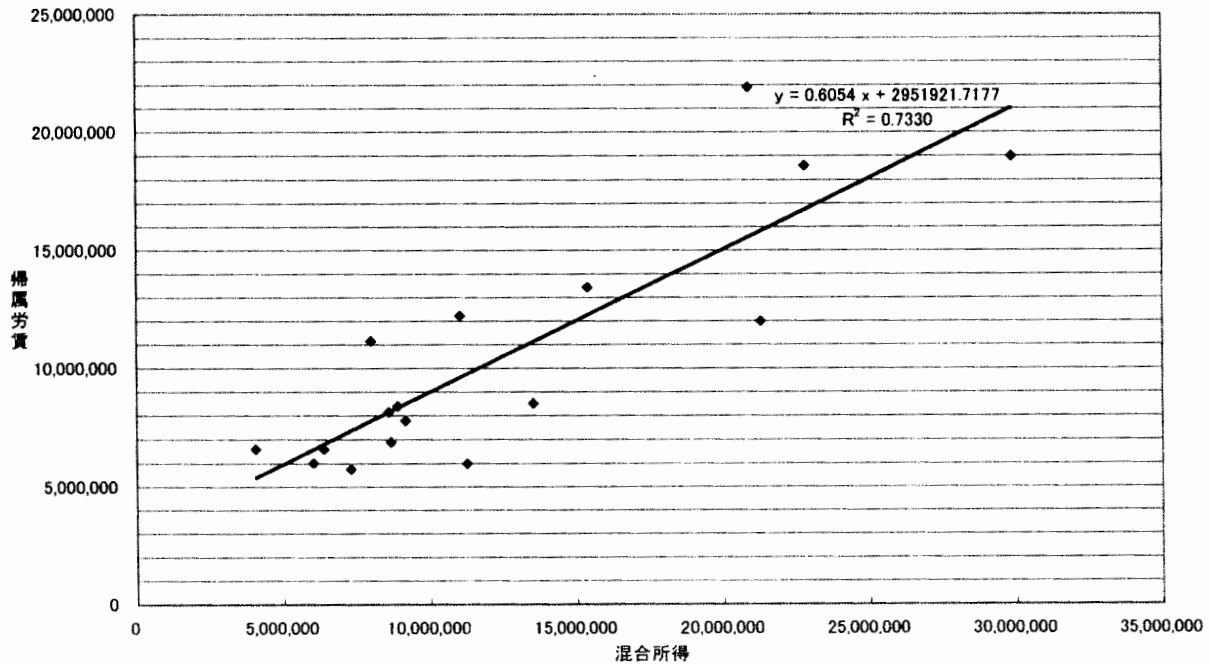
3. 第2次実態調査 (1999年5月)

— 飲食業、小売業、美容業の混合所得の帰属労賃、地代、利潤への分割 —

1998年8月の調査に続いて、1999年5月においても同様に実態調査を実施した。その集計結果を表3、表4に整理した。又、その集計結果をより分かりやすくするために図3と図4に表してみた。

まず第1に、表3では飲食業者の混合所得とその所得の帰属労賃、地代、利潤への分割を示し、そのそれぞれの所得に対する税額を計算し、集計したものである。たとえば、調査対象企業のうち自営業者（単純商品経済者）として平均的なq企業の場合、混合所得は、8,662,452円で、この混合所得は、帰属労賃6,900,000円+地代1,800,000円+利潤△37,548円=8,662,452円に分割される。そしてそれぞれの所得、帰属労賃6,900,000円に係る税額が98,000円、地代1,800,000円に係る税額153,000円、利潤△37,548円に係る税額0円となる。そして、各々の税額98,000円+153,000円+0円=(B)税額251,000円となる。また(D)税額890,600円は、(C)混合所得を事業所得とみなして算定した所得税額である。すなわちqの飲食企業者が個人として事業所得の申告をした場合に係る所得税が(D)税額の890,600円となり、法人成りする

図4 混合所得と帰属労賃



ことにより (B) 税額 251,000 円となる。この差額 (D) - (B) = 639,600 円と計算される。この E/D は 71.8% となる。E/D% の平均値は 47.8%、前回の美容業においても傾向として同じように半減した。同じ経済活動をやっているならば、個人で申告しようが法人で申告しようが税額は同じでなければならない。

第 2 に、この混合所得に占める帰属労賃の割合であるが、q の事業者の場合、混合所得 8,662,452 円のうち、帰属労賃は 6,900,000 円となり、その割合は 79.7% となっている。その帰属労賃の混合所得に占める割合 (A/C) の平均値は 91.8% となっている。前回の調査においても、この割合は 86.2% となっており、混合所得の大部分は、帰属労賃からなっていることが分かる。赤字法人で地代収入がないか、少ない場合には当然混合所得はその労賃にも満たないこととなる。

第 3 に、q は平均的な事業者であるが、この調査のうち混合所得が多い層では、少し状態が異なっている。その点は、第 1 次実態調査でも第 2 次実態調査でもほぼ同様に出ているが、第 1 次実態調査の混合所得が 30,000 千円を超えている a についてみれば、これは単純商品経済者という範疇を超えており、上

林氏の定義では中小企業者の範疇に入る。ここでは、帰属労賃の混合所得に占める割合（A/C）は65.9%であり、平均値より明らかに低い。中小企業者といえども、それ故、混合所得水準が高いといっても、その時々浮き沈みがあり、利潤がマイナスという場合もあるから（その点は大企業といえども変わりはない）、いつも帰属労賃の混合所得に占める割合が低いというわけではないが、平均的にみれば、その割合が低いことは間違いない。そういう意味では、中小企業者に対する分析としては、本稿が主として対象とする単純商品経済者とは別のものが必要であり、その点、本稿「むすび」でもう一度ふれることとしよう。

第4に、図3であるが、混合所得とEの差額表の相関関係を表している。その関係は一次関数式 $y = 0.1479x - 735,000$ 円とあらわされ、 $R^2 = 0.8374$ となっている。前回の調査と同様、高い相関関係を示していると言える。

第5に、図4では混合所得と帰属労賃の相関関係を表している。その関係は一次関数式 $y = 0.6054x + 2,951,921$ 円と表され、 $R^2 = 0.7330$ となっている。この相関関係についても第1次の調査と同様、高い相関関係を示し、この回帰式の妥当性は高いものとなっている。

かくして、調査対象として中小零細企業者で年間所得金額の多くが通常的生活費に充てられる状態の者は、一般的には法人成りが有利であること、そして混合所得の大部分が帰属労賃からなることを第1次調査と同様に示している。

なお、この表3において別稿で述べる予定の消費税の負担と混合所得（賃金、利潤、地代）との関係について参考までに示しておくことにする。

消費税の不完全転嫁の場合において帰属労賃課税となっている企業は、飲食業で l, e, m, q, n, t, j, r, i であり、小売業で f である。利潤課税となっている企業は、飲食業で n, r 小売業で f, j である。また地代課税となっている企業は飲食業で l, f, d, j である。この消費税の負担との関係は別稿で詳しく分析することとしたい。

む す び

本稿では、混合所得の内容を経済的本質から考察した。中小零細企業者のうち、単純商品経済者として表される部分に焦点をあてた。この混合所得（N）は、賃金、利潤（利子）、地代に3分割されうるが、その混合所得の大部分は帰属労賃から成り、その帰属労賃に対する課税は賃金に対する課税と同一にするのが正当であることを示した。

そして、そのことを実証するために、実態調査によって単純商品経済者の価値増殖による所得すなわち混合所得を分析した。この混合所得の経済的本質により賃金、利潤、地代に3分割し、それぞれに係る税額と混合所得に係る税額を算出した。さらに、この混合所得の大部分が帰属労賃からなることが実証できた。それ故、混合所得に対する課税は、賃金に対する課税と同一に扱うのが正当であるといえる。

実証分析の対象とした企業はすべて法人成りした企業である。したがって、表2～表4までのデータで示したものは、賃金、利潤、地代という形で現実に徴収された税額に対して、もしこれが事業所得として累進課税の対象となった場合の税額との差である。われわれが主張するように、賃金、利潤、地代という形で分割されたものも、全体としてみると帰属労賃でしかなく、それ故、本来なら、賃金に対する課税と同じ課税が行われるべきだ（さまざまな控除が認められるべきだ）ということになるなら、その税額はどれくらいになるだろうかという疑問が出ることだろう。そうすれば、法人成りした場合に発生する税額の減少を更に大きく上回る税額の減少が発生することはいうまでもないことである。但し、われわれはこうした結論をただ租税回避目的の試算と同じレベルで理解されたくないと思う。そこで、この点については、別稿できちんと説明することとしたい。繰り返し述べてきたように、本稿では、消費税転嫁の問題は、表2～表4に結果だけを示しておいたが、本格的な言及は一切行っていない。本稿の理論編では、もちろんわれわれ独自の観点も数多くあるが、単純商品経済者への課税は、帰属賃金（自家労賃）への課税であり、そうである

とすれば労働者の賃金課税と同様に処理されるべきであるという主張についていえば、谷山氏の主張と大きく異なるものではない。もちろん、本稿の調査編では、そうした主張のいわば実証を行った形になっているが、それは言ってみればこの研究がもつ消極的な意義であり、この研究がもつオリジナリティを全面的に展開したものは到底いえない。その意味で、消費税転嫁の実態について言及して初めて、この研究がもつ意義を全面的に提示できることになるであろう。別稿を期したい。

なお、中小零細企業者という場合、本稿が中心的に扱った単純商品経済者だけではなく、上林氏がいう中小企業者もそこには含まれる。中小企業者では、かなりの労働者を雇用する関係も展開されているし、当然、賃金と利潤の間には敵対的な関係も成立することになる。そして、難しいのが、そうした中小企業者とここで取り扱った単純商品経済者とが明確に区別されるというものではなく、ほとんど連続的につながっているということである。それは表2～表4をみれば明らかであるし、個々の中小企業者の出生をたどっていけば、単純商品経済者にたどりつくことから明らかである。だからこそ、中小企業者といえども、大企業の経営者とは異なり、自ら労働するという原点はどこかに刻み込まれており、かれらの所得の一部は依然として生きた労働の結晶であることも事実である。そしてまた、それが日本経済の発展の原動力であることも変わりのない事実なのである。その意味では、本稿で取り扱った単純商品経済者は、単に救済されるべきものとしてではなく、成長発展を遂げていくためのものとして保護育成されるべきであるということになるだろう。